

宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

1. 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条（宿泊契約の申込み）

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 電話番号
 4. 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による）
 5. 同室者の年齢区分（大人、小人、幼児）
 6. その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項 2. の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条（利用の登録）

1. 宿泊者は利用日当日、当館のチェックインシステムにおいて、次の事項を登録いただきます。

1. 宿泊者氏名、住所、年齢、連絡先（電話番号）、性別
 2. （日本国内に住所を有しない）外国人ご宿泊希望者に関しては、国籍、旅券番号（パスポートのコピーを取らせていただきます。）
 3. その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が第 12 条の宿泊料金等の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

第 4 条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当館が第 2 条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 7 条及び第 20 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第 5 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

第 6 条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
なお、一度当館がお引き受けした宿泊者による宿泊継続についても同様に宿泊期間中といえどもお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. ご宿泊ご希望の方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
4. ご宿泊ご希望の方が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

5. ご宿泊ご希望の方が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. ご宿泊ご希望の方が、感染症であると明らかに認められるとき。
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交え

た要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返すとき。

9. ご宿泊ご希望の方が、過去に SNS 等に当館又は当館の従業員（支配人を含む。以下同じ）に関する誹謗、中傷、威嚇、または炎上を目的とした投稿等を行い、当館の運営の妨害、又は当館及び当館グループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。
10. ご宿泊ご希望の方が、当館の支払い規定に応じられないとき。
11. ご宿泊ご希望の方が、当館の定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
12. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
13. 都道府県の条例の規定する場合に該当するとき。

第 7 条（宿泊者の契約解除権）

1. 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 4 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けま
3. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 11 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することができます。（その場合は別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けま

第 8 条（当館の契約解除権）

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
3. 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
4. 宿泊者が感染症であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 宿泊料の不当な割引や不当な部屋のアップグレード等その他のその内容の実現が容易でない事項の要求を繰り返し行うとき、又は、対話や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を行う等、粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、通常必要とされる以上の労力を要することとなる要求を繰り返し行うとき。
7. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
8. 都道府県の条例の規定する場合に該当するとき。
9. 寝室での寝たばこ、禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

10. 当館内に以下のものを持ち込んだ時、持ち込みをしようとしたとき

イ. 許可証のない拳銃

ロ. 許可証のない刀剣類

ハ. 著しく悪臭を発する物品

ニ. 著しく大量の物品

ホ. 発火・引火しやすいもの（花火・線香・火薬・揮発油など）

ヘ. 動物・昆虫その他これに類するもの（但し 盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません。）

11. 当館の備品若しくは物品を当館外に持ち出し、又は当館内の別の場所に移動をしたとき。

12. 建物又は諸設備に変更・改造・改変を行おうとしたとき。

13. 当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。

14. 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

15. 第4条の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。（その場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。）

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、予約時に提示したものとします。ただし、宿泊プラン等により別途設定がある場合は、そちらを優先いたします。ま

た、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。料金の詳細はフロントにお問い合わせください。
3. チェックアウトをしたのちにフロントスペース等の客室以外の館内にて、ご宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らかな場合は相応の宿泊代金を申し受ける場合があります。

第 10 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊者は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。なお、当該規則は館内に掲示したもののほか、当館所定の方法により明示したものを含みます。

第 11 条（営業時間）

1. 当館のチェックイン対応時間は各予約ウェブサイトに掲げるところによります。
2. 当館は、原則年中無休です。休業、時間変更がある場合は、各予約ウェブサイトにて告知を行います。

第 12 条（料金の支払い）

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は各予約ウェブサイトの認めるクーポン券、当館が認めたクレジットカード・電子マネーとこれに代わり得る方法により、予約時に行っていただく、もしくは、チェックイン時または当館が請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等は申し受けます。

第 13 条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条（個人情報）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に際し取得した宿泊者の個人情報を当館のプライバシーポリシー（<https://www.hotel-meldia.com/privacypolicy.pdf>）に従って取り扱います。

第 15 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当館は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第 2 に掲げる違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 16 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当館は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
 1. 宿泊者の物品又は現金
 2. 宿泊客が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当館の故意又は重大

な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当館は責任を負いかねます。

3. その他、寄託物の取り扱いについては利用規則に定めたとおりに行うものとしします。

第 17 条（宿泊者の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。宿泊客は手荷物を事前にお送りされる際には、宿泊日・宿泊予約名を伝票に明記するものとしします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとしします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、次の各号に掲げるとおり対応します。
 1. 貴重品（10 万円以上の現金その他遺失物法施行令に規定される物件）：発見日を含め 7 日以内に最寄りの警察署に提出します。
 2. 貴重品以外の物品：遺失物法その他の関係法令に従って処理します。なお、食品に関しては即日破棄する場合がございます。

第 18 条（金銭その他貴重品と宿泊者の所有物について）

1. 金銭その他貴重品の保管については、フロントにお預けいただく、もしくは宿泊者自ら保管していただくか、又は当館内にある貴重品ロッカー（金庫）をご利用いただきます。なお、貴重品ロッカー（金庫）等の利用の有無にかかわらず、金銭その他貴重品の滅失又は毀損等の損害について、当館は、故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。

2. その他宿泊者が持ち込みをした飲食物（品質保持期限付きを含む）・衣服・アメニティなど一切の手荷物その他の所持品についても、宿泊者にて管理していただきます。

第 19 条（駐車の実責任）

1. 当館には駐車場・駐輪場がありません。お車等でお越しのお客様は、周辺のコインパーキング、駐車場（提携駐車場含む）及び駐輪場をご利用ください。その際に発生した事故等につきましては、当館では一切の責任を負いません。

第 20 条（宿泊者の責任）

1. 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は、当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第 21 条（インターネット通信の利用）

1. 当館が提供する Wi-Fi サービスその他の通信手段を利用して宿泊者が行う当館内でのインターネット通信の利用に当たっては、宿泊者自身の責任において行うものとします。また、宿泊者のインターネット通信の利用に関して、当館が不適切と判断した宿泊者の行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合には、当館はかかるインターネット通信の中止を求めることができ、又は当館に生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第 22 条（その他）

1. 当館の責に起因しない事由により、宿泊者が他の宿泊者との間でトラブル、事故その他紛争が発生した場合は、宿泊者において解決するものとします。
2. 当館がその営業を行う上で必要であると判断した場合には、当館は、本約款の内容を変更することがあります。この場合において、当館は、その影響及びサービスの運営状況などに照らし、適切な時期及び適切な方法により、情報提供を行うものとします。

3. 本約款は日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
4. 本約款は、日本語及び当館が指定する外国語で作成されますが、本約款と当該外国語に翻訳された約款との間に不一致又は相違がある場合は、日本語の本約款が優先するものとします。

最終改定日: 2025 年 10 月 1 日

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊者が支払う 料金の総額	ご宿泊代金	基本宿泊料
	追加料金	アーリーチェックイン・レイトチェックアウト
	税金	消費税・ホテル税・入湯税（温泉地のみ）

備考

1. 基本宿泊料は、各予約ウェブサイトに表示する料金によります。
2. 小学生以上の宿泊者は、大人として適用されます。

別表第 2 違約金（第 4 条第 3 項、第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条第 2 項並びに第 15 条第 2 項関係）

※各予約ウェブサイトにおいてキャンセルポリシーが設定されている場合は、その設定されているキャンセルポリシーが適用されます。

※%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。

契約解除の通知を受けた日		不泊・ 当日	前日	3 日前	7 日前	20 日前
契約申込人数／客室数						
一般	14 名以下もしくは 9 室 以下	100%	80%	50%	-	-
団体	15 名以上もしくは 10 室以上	100%	80%	50%	30%	20%

※メルディアステイは以下のとおりとなります。

契約解除の通知を受けた日		不泊・ 当日	前日	2 日前	3 日前	9 日前
契約申込人数／客室数						
一般	7 名以下もしくは 4 室 以下	100%	50%	30%	30%	-
団体	8 名以上もしくは 5 部 屋以上	100%	80%	50%	30%	30%